

☑相続登記チェックシート

○相続登記の前に…

相続登記は、不動産を相続したことを知った時から、3年以内に行う必要があります。まずは、被相続人（亡くなられた方）名義の不動産を確認し、誰がその不動産を取得するかを決めて、それから書類をそろえて登記の申請を行ってください。

登記の申請は、自分で行うことも可能ですが、前提となる遺産分割協議が成立していない場合、登記申請の内容が複雑な場合、時間がない場合、法律がよく分からない場合（特に、以下Q1～Q5で赤字のいずれかに該当する場合）は、専門家である司法書士へ依頼する方法もありますので、現状をご確認の上、十分にご検討ください。

（長崎県司法書士会 総合相談センター連絡先：095-823-4895）

なお、法務局では、登記申請書の書き方や必要書類について予約制で案内していますが、法律行為に関する助言はできませんので、ご了承ください。（例えば、「遺産分割協議の内容はこれで大丈夫ですか。」というお問い合わせにはお答えできません。）

○☑チェック

Q1 相続人の中で、誰が、どのように相続するか決まっていますか。

☐ 決まっています。

☐ 1 遺言あり→公正証書遺言、自筆証書遺言

（自筆証書遺言書を自宅で保管していた場合、家庭裁判所の検認の有無）

☐ 2 遺産分割協議（法定相続人全員で協議済）

☐ 3 法定相続

☐ **決まっていません。**

→まず、誰が、どのように相続するかを決めていただく必要があります。

その結果を登記申請することになります。

Q 2 相続人の人数は多いですか。

☐ はい。

→登記申請に必要な戸籍を集めてください(集める戸籍が大量になります。)

☐ 少ないです。(例：夫、妻、子の場合など)

→登記申請に必要な戸籍を集めてください。

☐ 分かりません。

→まずは、誰が相続人かを確認する必要があります。

Q 3 相続人の皆さんと話し合いはできますか。連絡は取れますか。

☐ できます。連絡も取れます。

☐ できません。(できない場合、遺産分割協議は難しいです。)

Q 4 相続対象の不動産は複数ですか。複数である場合、全て同じ市区町村内ですか(管轄登記所の確認)。

☐ ひとつです。

☐ 複数で、同じ市区町村内です。

☐ 複数で、複数の市区町村にあります。

→複数の管轄登記所への申請となるため、書類を複数作成する必要があります。

☐ 分かりません。

→相続する対象となる不動産を確認してください。

Q 5 相続登記の申請は、登記申請の中でも特に、集めたり、作成したりする書類が多いので、申請後も何度か法務局に来ていただくことがあります。ご自身で登記申請をする場合、そのようなお時間を確保いただけますか。

☐ 時間は確保でき、書類も作成することはできます。

☐ 忙しい。又は、書類を作るのは苦手です。